

最高裁秘書第3596号

令和3年11月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

令和3年9月21日付け（同月22日受付、第030523号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

広報ハンドブック（令和2年3月版）抜粋（片面で5枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

6-2 法廷内写真撮影

法廷内カメラ取材については、平成3年1月1日から、「法廷内カメラ取材の標準的な運用基準」を基に、各庁において運用要領が作成され、これに従って実施されており、全国的に運用が定着しているといえよう。

ところで、法廷内カメラ撮影を許可するかどうかは、裁判長又は開廷をした一人の裁判官の法廷警察権の行使の範ちゅうに属するものであり、事件の性質・内容、その他諸般の事情を考慮して許可等の判断がされる（民事訴訟規則77条、刑事訴訟規則215条）。したがって、法廷内カメラ取材の申請がなされたとしても、裁判の適正な運営に支障を生じるなど特別の事情がある場合には、極めて例外的に裁判所等の判断により不許可とすることがある。

なお、具体的に、特定の事案において不許可とすべきか、運用要領と異なった扱いをすべきかなどを検討するに当たっては、他庁の実情も参考にすべく、上級庁に相談することも一つの方法であろう。

おって、法廷内カメラ取材の当日のカメラマン等への対応において、広報担当者として留意すべきと思われる事項は、次のとおりである。

- 1 法廷に誘導する前に、カメラマンに対して、改めてカメラ取材の際の注意点について説明することが必要である。腕章の着用、撮影時間、撮影場所、撮影方法、撮影対象、撮影中止の合図があれば中止すること、中止の合図の前後を問わず当事者や傍聴人が法廷の秩序を乱す行為に出たところは撮影できないことなどを確認する。
- 2 撮影中止の合図に従わないカメラマンを規制するような場合でも、カメラを手でふさぐなどの実力行使はしない。そのこと自体が二次的トラブルの種となる危険があるからである。
- 3 違反撮影をされてしまったような場合には、撮影後カメラマンを法廷外へ誘導してから、その写真を使用しないよう申し入れ、さらに記者に対しても同様の申し入れをして、違反撮影の写真が報道されないようにする。
- 4 当日の進行については、あらかじめ裁判部との間で緊密な打合せを行い、保釈された被告人が在廷しているなど、当日予定外の動きがあった場合には、裁判部の担当者からも直ちに連絡を受けられる態勢を確保しておく。

【参考】

法廷内カメラ取材の標準的な運用基準

(平成3年1月1日)

1 法廷内カメラ取材の許可

法廷内カメラ取材は、裁判所又は裁判長が、事件の性質・内容、その他諸般の事情を考慮して、許可するものとする。

2 代表取材

撮影は、新聞・通信・放送各社間で話し合い、代表取材する。

3 撮影機材

撮影機材は、1人で操作できる携帯用小型スチールカメラ1台、予備用スチールカメラ1台及びビデオカメラ1台とし、照明機材・録音機材・中継機材は使用しない。

4 撮影要員

(1) 入廷できる撮影要員は、スチールカメラにつき1人、ビデオカメラにつき1人とする。

(2) スチールカメラにつき1人、ビデオカメラにつき1人の撮影補助要員の入廷を認める。

5 撮影時期・時間

撮影は、裁判官の入廷開始時からとし、裁判官全員の着席後開廷宣告前の間の2分以内とする。

6 被告人の在廷

撮影は、刑事事件においては、被告人の在廷しない状態で行う。

7 撮影位置

撮影位置は、傍聴席後部の裁判長（裁判官）が指定する区域内とする。同区域内においては、撮影位置を移動することができる。

8 撮影対象

撮影対象は、入廷中の裁判官並びに裁判官席及び当事者席とし（傍聴席が付随的に入ることは可），次に掲げる撮影は許されない。

(1) 特定の人物（裁判官を除く。）の拡張・拡大写真を撮影すること。

(2) 傍聴席にいる特定の者を個別的に撮影すること。

(3) 当事者・傍聴人が宣伝的行為や法廷の秩序を乱す行為に出た場合、これを撮影対象とすること。

9 撮影中止

撮影要員は、裁判長（裁判官）又はその命を受けた裁判所職員の中止の指示があつ

たときは、直ちに撮影を中止し、退廷しなければならない。

10 条件違反の取材が行われた場合の措置

取材条件又は裁判長（裁判官）の命じた事項に違反する取材が行われたときは、裁判長（裁判官）の権限に基づく処置、一定期間の取材停止その他必要な措置を執ることがある。

11 付記

法廷内カメラ取材の許否は、各裁判体の決定に係る事柄であり、法廷内カメラ取材（又はビデオカメラによる取材）を原則的に認めない裁判体、あるいはこの運用基準を制限的に運用する裁判体もあり得る。

6-3 庁舎内(敷地内)写真撮影

法廷内カメラ取材のほかにも、裁判所構内における様々なカメラ取材の申込みを受けることがある。具体的な取材申込みごとに、庁舎管理権者であり、広報の責任者である所長がその許否を決めることになる。その際には、裁判所の執務に支障を生じないかどうか、一般来庁者のプライバシーを害さないかどうか、裁判所の中立性、公平性に反しないかどうか、さらに、取材した映像の使用目的、これまでのその庁の取材慣行などを考慮することになる。また、状況に応じて、上級庁に相談することが必要な場合もある。

なお、庁舎内(敷地内)写真撮影の対応場面例としては、次のようなものがある。

1 著名事件の裁判期日におけるカメラ取材

著名事件の判決や公判の場合、法廷内カメラ取材以外にもカメラ取材が申し込まれる。事件当事者の登庁場面等は、撮影される側の承諾を条件にして、門から庁舎に入るまでの場面につき許可する例がある。また、庁によっては、玄関先に一定のスペースがあり、一般来庁者等への影響がないと見込まれる場合などには、放送記者の立ちレポを許可する例もある（立ちレポ＝立ちレポートの略。テレビ報道で記者が裁判所庁舎等を背景に立ち、裁判の内容や審理の様子を報告するもの。大事件の判決があったときなど、広報担当に立ちレポの許可申請が出てくる。玄関先や裁判所のプレート前辺りで許可される例がある。記者によるレポートのみを認めるのが通常で、スタジオ等との掛け合いや、その場でパネル等を使用してのレポートは認めていないのが大半であろう。）。

これに対し、例えば、裁判所構内で事件関係者や一般来庁者に対するインタビュー取材をすることや、一方当事者等が裁判所構内で報告集会のような活動を行うのをカメラ取材することは許可していないのが通常である（そもそも構内で一方当事者等による集会等を行わせること自体が、裁判所の中立性、公平性に反するもので不適当である。）。

2 裁判期日以外のカメラの取材

事件関係者、事件とは関係のない各種団体や個人が、裁判所に対して何らかの要望や申入れのため、あるいは抗議のために来庁することがあり、このような場面のカメラ取材が申請されることもある。この場合、裁判のための報道ではないことから、便宜供与の必要性は低く、また、撮影される人たちの宣伝にもなることから、その許否については慎重に検討する必要がある。

同様に、原告が訴えを提起する場面のカメラ取材を求められることもある。一方当

事者の行為であること、被告はこの訴え提起について知り得る立場にない状況にあることを考えると、裁判所の中立性、公平性の観点からは、このカメラ取材を認めるることは相当でないというべきであろう。

3 事故現場等のカメラ取材

裁判所構内で事故やトラブル等が発生したような場合、その現場のカメラ取材を求められることがあるが、現場では突発的な出来事等に対処する必要があり、さらに捜査への影響や関係者のプライバシーへの配慮といった観点から、カメラ撮影を許可することは多くないものと思われる。

4 テレビ報道番組等のためのカメラ取材

一口にテレビ番組と言っても報道特集番組から教養番組、娯楽番組まで様々であり、また、申し込まれる撮影対象も裁判所建物の外観から執務室内までいろいろであるから、個々の取材ごとに検討しなくてはならない。

5 空き法廷のカメラ取材

報道機関等から資料映像等として、空き法廷のカメラ取材を求められることがあるが、このような場合、取材目的等を考慮した上、許否を検討することになる。

なお、撮影を許可する場合でも、裁判所の事務に支障のない時間帯に行うほか、使用目的以外に使用しないこと及び職員が立ち会う等の条件を付する必要がある。教育目的で人物の入らない状態を撮影するなど一定の場合には、撮影の許否等について、上級庁に相談する必要はないであろう。

(注) カメラ取材については、庁舎内におけるものほか、執行官の執行現場等においても求められることがある。民事執行法上、執行官の取り扱う事務は非公開であることから、一般的に、執行場所で執行行為中の場面のカメラ取材には応じるべきではないであろうが、個別の取材依頼ごとに、前記の観点等も踏まえ、執行裁判所ともよく調整して対応する必要がある。